

## 平成 23 年度における制度改正の概要について

独立行政法人農畜産業振興機構

行政刷新会議による「事業仕分け」等を踏まえ、平成 23 年度予算概算決定において、野菜関係制度の見直しが別添資料のとおり盛り込まれておりますが、特に、ご注意いただきたい点は以下のとおりです。

### 1 生産者負担金の負担率の軽減

指定野菜価格安定制度は、国、道府県、生産者が野菜の種別毎に 6 : 2 : 2 の割合で機構に資金を造成し、野菜の価格が著しく低落した場合、これを財源に交付金を交付する制度で、一定の要件を充たした生産者が直接加入することもできます。

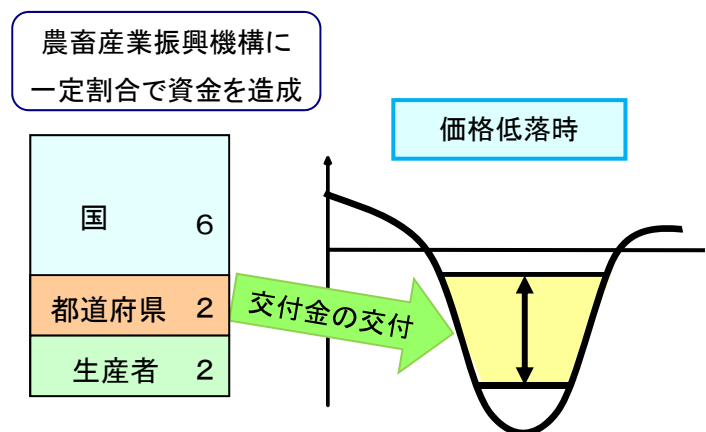
これまで、過去の交付率にかかわらず 100%の資金を造成してきましたが、今回の制度改正により、生産者の資金造成額を品目別の過去の交付実績に応じて、50%、70%、100%に区分

し、生産者の負担軽減を図ることとなりました。(別添資料 2 頁参照)

なお、50%、70%に区分された品目については、安全性を見込んだ軽減率となっておりますので、これによって交付金の額が削減されることはありません。

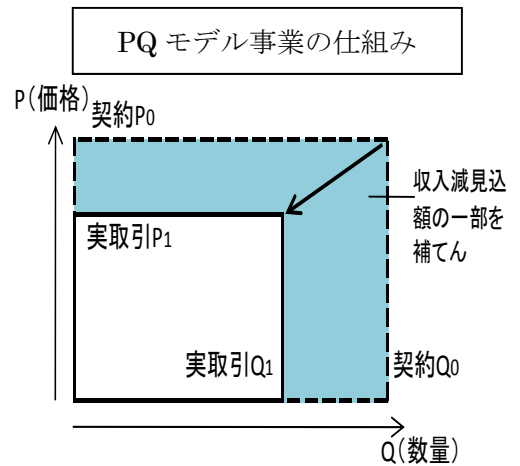
また、今回の制度改正により、登録生産者の面積要件も緩和されますので、加入の機会が増えることとなります。(別添資料 3 頁参照)

この制度については、登録出荷団体及び登録生産者の方から道府県の予算制約によって事業の拡充が困難であるという声が聞かれます。生産者と同額を道府県が資金造成する仕組みになっておりますので、生産者の資金造成額の軽減により、道府県が造成する資金も同様に軽減されます。



## 2 PQモデル事業

当機構が行ったアンケート調査によれば、契約期間中に契約内容が途中で変更されるケースが多いことが明らかとなりました。こうした状況を踏まえ、平成23年度には、契約取引を行う生産者の収入減（価格の引下げ・数量の削減）を補償するPQ事業をモデル的に実施することとなりました。この事業は、道府県の負担を求めず、国と生産者が5：5で負担する制度です。生産者の負担は増加するものの、道府県の予算の制約がなくなるというメリットがあります。



## 3 リレー出荷の特例

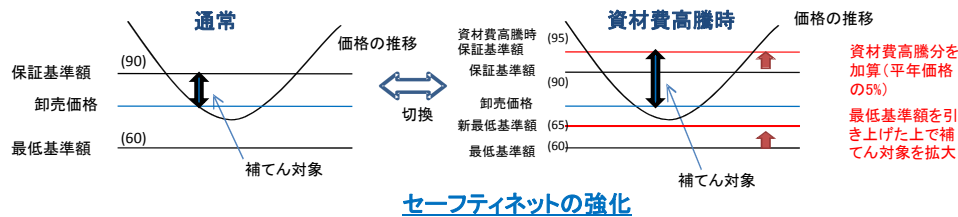
これまでの契約関係の事業は、指定産地内で生産されたものを対象としておりましたが、リレー出荷により周年的に野菜を供給する生産者に対する支援は、六次産業化法の特例により、指定産地外の生産者でも受けることができます。

当機構としては、野菜の安定供給を確保するために、これらの制度へ加入する生産者のカバー率を向上させることが重要であり、そのような方向でこれらの制度を活用していただきたいと考えております。

野菜生産者の経営安定の確保や加工・業務用需要に対応した契約取引の推進等を強化します。

○指定野菜・特定野菜の生産者に対する経営安定の支援強化

保証基準額の算定に用いる卸売市場価格の**対象年数を現行の9年から6年に短縮**し、より**市場シグナルを反映**した算定手法に見直し。また、**燃油等生産資材費の高騰時**には保証基準額を引き上げる仕組みをビルトインすることにより、**セーフティネットを強化**。



- 登録生産者の面積要件を緩和。  
指定野菜**7ha→2ha**  
特定野菜**2.5ha→1.5ha**
- 共同出荷割合の要件（対象品目：ねぎ）を緩和。

輸入品と競合している特定野菜について、生産者負担割合を引き下げ。(1/3→1/4)。  
対象：ブロッコリー、かぼちや、スイートコーンの3品目

- 生産者負担金について、指定野菜の品目・種別毎に、**過去の交付実績を踏まえた負担率(50%、70%、100%)を設定し、負担を軽減**。
- 国・県の債務負担行為限度額の引き上げ。(国：50%→70%)

負担軽減分を新たな交付予約に活用



交付予約数量の拡大が可能

○契約取引への一層の支援強化

契約野菜安定供給事業の活用を促進する**第1歩**として、**六次産業化法**により、**指定産地によらず**リレー出荷による周年供給の取り組みを促進する**特例措置を設置**。  
また、上記取引における**発動要件を緩和**。

(現行)  
市場購入価額が平年価格の**130%**



(見直し)  
品目の状況に応じ、**110%、120%に緩和**

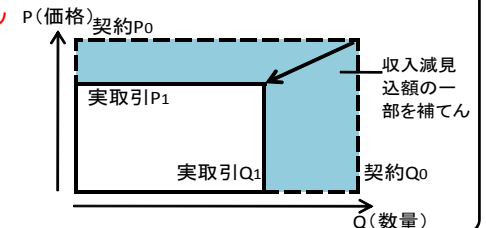
契約取引において、豊凶にかかわらず**収入が確保されるセーフティネット支援**を新たに**モデル事業**として実施。

生産者が広く加入できる事業を整備し、契約取引を一層推進

事業概要

契約数量・価格の双方の変動に伴う収入( $P \times Q$ )減少に対応した新たなセーフティネット措置を創設。  
(モデル事業における対象品目) キャベツ、レタス等7品目  
(例) 不作等で契約数量・価格に変動が生じた場合に、**収入減見込額の一部を補てん**。

(例のイメージ)



○緊急需給調整対策の強化

野菜価格高騰時における出荷前倒しの支援対象品目を**指定野菜及び特定野菜全品目に拡大**するなど、緊急需給調整対策を強化。  
(4品目(6種別)→48品目(64種別))

# 1 野菜価格安定制度の改善の方向（生産者の負担軽減）

- 野菜の安定供給を確保するため、野菜価格安定制度へ加入する生産者のカバー率を向上させることが課題。
- このため、生産者の負担が軽減できるよう制度設計を見直すことが必要。
- 具体的には、資金造成において、過去の交付実績を踏まえた負担率を導入することで生産者の負担軽減を図る。

## <現行制度での資金造成>

すべての品目で、交付率100%になった場合を想定した金額を資金造成することを必須。

## <過去20年間における品目別最大交付率>

例：夏ハクサイ：87.4%  
夏秋レタス：67.6%  
冬春トマト：26.0%

※交付率とは、品目別に造成された資金に対して、価格下落により交付された金額が占める比率  
(価格下落しやすい品目は交付率が高くなる)

## <生産者からの要望>

- ・最大交付率が26%の冬春トマトでは、交付率100%相当分を予め生産者が負担しなくても良いのではないか。
- ・生産者の負担軽減をすべき。

## <制度の見直し>

品目別に、過去の交付実績を踏まえた負担率を設定し、資金造成における生産者負担の軽減を図る。

### ① 50%の負担率を設定する品目（19種別）

キャベツ（春、夏秋）、きゅうり（夏秋、冬春）、  
さといも（秋冬）、だいこん（春、夏）、  
トマト（夏秋、冬春）、なす（夏秋、冬春）、  
にんじん（春夏）、ねぎ（春、夏、秋冬）、  
ばれいしょ、ピーマン（夏秋、冬春）、ほうれんそう

### ② 70%の負担率を設定する品目（9種別）

キャベツ（冬）、だいこん（秋冬）、たまねぎ、  
にんじん（冬）、はくさい（春、秋冬）、  
レタス（春、夏秋、冬）

### ③ 100%の負担率を設定する品目（2種別）

（にんじん（秋）、はくさい（夏））

## 2 指定産地制度等の意義とその改善

- 保存性の低い野菜の周年安定供給のためには、**一定規模以上の作付面積がある産地が季節ごとに確保されている体制が必要**。（例：キャベツ 春：神奈川県（三浦）、夏秋：群馬（嬭恋）、冬：愛知（田原））
- また、豊凶が変動しやすい野菜の価格安定に必要な**需給調整を確実に実施**するにも、**産地としてのまとまりが必要**。
- 一方、野菜産地内では、従来の出荷団体（JA等）を通じた**委託出荷ではなく、自ら開拓した販路に出荷する生産者も増加**。
- このような中で、産地機能を維持するためには、価格安定対策において、**①支援対象となる生産者の拡大、②共同出荷要件の緩和が必要**。

### 指定野菜

14品目（30種別）

キャベツ（春、夏秋、冬）、きゅうり（夏秋、冬春）、  
さといも（秋冬）、だいこん（春、夏、秋冬）、  
トマト（夏秋、冬春）、なす（夏秋、冬春）、  
にんじん（春夏、秋、冬）、ねぎ（春、夏、秋冬）、  
はくさい（春、夏、秋冬）、ピーマン（夏秋、冬春）、  
レタス（春、夏秋、冬）、たまねぎ、  
ばれいしょ、ほうれんそう

○指定野菜の定義（法第2条）  
消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの

### 指定産地

950産地（平成22年5月現在）

※農林水産大臣が都道府県知事の意見を聞いて指定  
※都道府県知事は、当該産地にかかる「生産出荷近代化計画」を策定

○野菜指定産地の定義（法第4条）  
指定野菜の種別ごとに、その区域から当該指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であって、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるもの

### <現行制度の要件>

- 指定産地要件
  - ・面積要件  
指定野菜（種別）の作付面積が25ha以上
  - ・共同出荷要件  
産地の出荷量のうち共同出荷量の割合が2/3以上
- 事業対象者要件
  - ・出荷団体
  - ・大規模生産者  
指定野菜7ha以上  
特定野菜2.5ha以上

### <要件の見直し案>

- ☆共同出荷要件の緩和
  - ・ねぎについて、共同出荷量の割合を2/3以上から1/2以上とすることができる出荷量を2,000トンから1,000トンに引下げ
- ☆支援対象となる生産者の拡大
  - ・大規模生産者  
指定野菜 2ha以上  
特定野菜 1.5ha以上

### ○ 露地野菜農家の作付規模別構成

	平成16年		平成19年
2～7ha	26.3%	→	27.0% (+0.7)
7ha以上	7.8%		8.3% (+0.5)

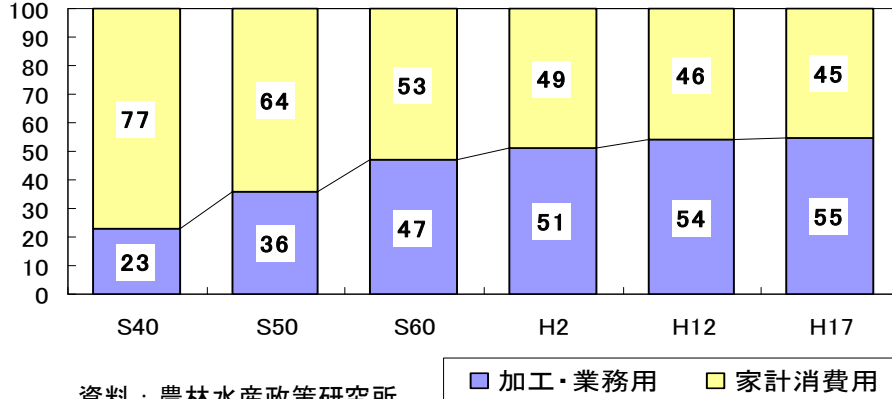
（資料）農林水産省「営農類型別経営統計」

（注）「法」：野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）

### 3 加工・業務用野菜の契約取引の支援措置の強化

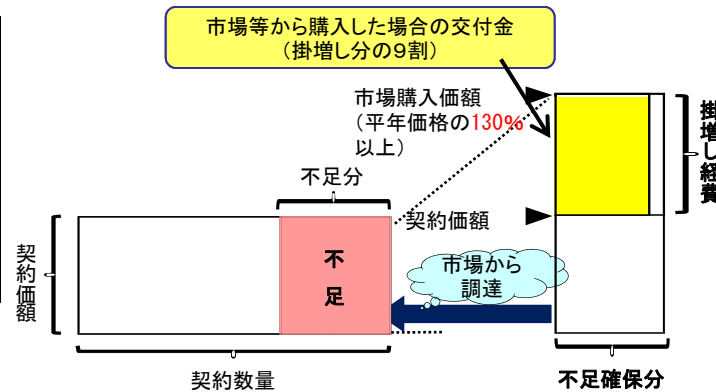
- 我が国の野菜需要の55%を占める加工・業務用野菜は、生産者と実需者との契約取引に基づく生産出荷が主流。その安定供給には**契約取引のセーフティネット支援の強化**が必要。
- 一方、契約取引の実態として、①指定産地以外の産地でも取り組まれていること、②事前の**契約内容（数量・価格）を契約期間中に変更**することが一般化。
- このため、現行の契約野菜安定供給制度に加え、**契約取引において豊凶にかかわらず収入が確保されるセーフティネット支援**を新たに**モデル事業として実施**。

(%) ○国内の野菜加工・業務用需要割合の推移



資料：農林水産政策研究所  
 (参考) S40~60については、農林水産省「食料需給表」、  
 「青果物卸売市場調査報告」、総務省「家計調査」  
 に基づき、生産流通振興課が推計

○ 契約野菜安定供給制度の仕組み



**<見直し内容>**  
**○6次産業化法の特例**  
 指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者を事業対象  
**○発動要件の緩和**  
 上記取組を行う場合、**市場購入価額が年平均価格の130%以上**の際に発動  
 →新たに、品目の状況に応じ、**110%、120%に緩和**

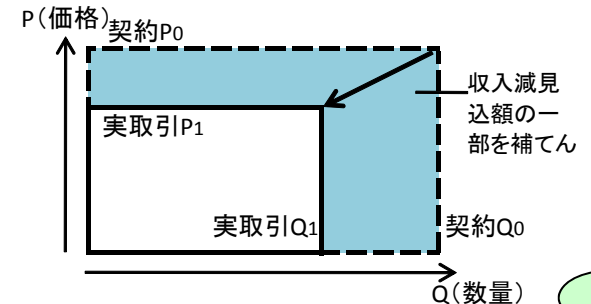
○ PQモデル事業の実施（新たなセーフティネット支援の創設）

契約取引において豊凶にかかわらず収入が確保されるセーフティネット支援を新たにモデル事業として実施。

(モデル事業における対象品目) キャベツ、レタス等7品目 (例のイメージ)

契約数量・価格の双方の変動に伴う収入 (P×Q) 減少に対応した新たなセーフティネット措置を創設

(例) 不作等で契約数量・価格に変動が生じた場合に、**収入減見込額の一部を補てん**。



○野菜の契約取引の実態に関するアンケート調査結果の概要

- (1) **契約内容の変更を求めた・求められた実需者** 75.6%
- (2) (1)の具体的変更希望内容
  - 生産者から価格上昇等により**価格の引き上げ**・・・66.1%
  - 生産者から不作等により**納入数量の削減**・・・77.4%
  - 実需者から**納入価格の引き下げ**・・・51.6%
  - 実需者から**納入数量の増減**・・・74.2%

資料：農畜産業振興機構調べ